



| | |
|------------------|---|
| Title | ワシントン会議における中華民国全権代表団編成過程 |
| Author(s) | 川島, 真; KAWASHIMA, Shin |
| Description | 論説 |
| Citation | 北大法学論集, 50(2), 1-41 |
| Issue Date | 1999-07 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/27953 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 50(2)_P1-41.pdf |



論
説

ワシントン会議における中華民國全權代表團編成過程

川島 真

目次

はじめに

(一) 背景説明①—中国外交史研究における民国前期

(二) 背景説明②—民国前期の国内政治と外交

第一章 北京政府の対外一致政策と全權代表

第一節 北京政府による対外一致表現

第二節 全權代表に関する各方面からの意見

第三節 北京政府外交部による調整

第四節 顔惠慶派遣問題

第二章 ワシントン会議と広東政府—南北交渉を中心に

第一節 一九二一年夏前後の広東政府の外交

第二節 王正廷というチャネルの限界

第三節 アメリカの方針転換

第四節 ランシングの仲介による妥協点模索

おわりに

(一) 代表団の組織構成

(二) 全権代表団の問題点—解体への道程

(三) 国内政治にとっての「国際会議」という契機

はじめに

本稿は、一九二一年から二二年にかけて開催されたワシントン会議に派遣された、百三十二名にのぼる中華民国代表団の編成過程を実証的に検討し、それを通じて、中華民国という重層的な外交空間における、国家や中央政府にとっての「外交」の意味や、当時構想されていた国民・地域統合のあり方などについての分析を試みる。一九年に開かれたパリ講和会議での代表団が四十名前後であったことから、この人数が極めて多いことがうかがえる。⁽¹⁾ 本稿の基底には、何故これほどの人数を派遣しなければならなかったのかという素朴な疑問がある。史料は、先行研究では殆ど用いられ

ていない中華民国外交檔案（外交文書）や当時外交総長（外務大臣）であった顏惠慶の日記（「顏惠慶日記」）を用いる。実証面で中国外交史研究の欠落を補うとともに、時代性や当事者性を比較的重視した中国外交史を描くことを企図している。

（二）背景説明①—中国外交史研究における民国前期⁽²⁾

民国前期（一九二二—一九二七年）は、中国外交史上、極めて興味深い対象である。⁽³⁾その理由は主に二点ある。一つは前後の時代を鳥瞰するのに相応しい時期であること。いまひとつは、国家が相対化されている時期における外交の役割を構想する材料を与えてくれる点であろう。⁽⁴⁾

これまでの中国外交史の研究史を繙けば、清朝の末期が一つのトピックであったことに気づく。清末は、伝統的な朝貢システムと近代的な条約外交システムが衝突する時期として捉えられた。その後、ウエスタンインパクト論に様々な検討が加えられたが、やはり清末が時代の画期であったとする点では変わらない。⁽⁵⁾それに対して、その画期の次の時代、すなわち一九一〇年代から二〇年代にかけて、どのようなシステムが構築、あるいは構想されたのかといったことについては、殆ど研究されない状態にあった。他方で、現代中国外交研究にも膨大な蓄積があるものの、民国期からの連続性の中で問題を捉えることはなされておらず、時に中国外交の伝統性が語られる際にも、すぐに清代以前の朝貢体制などが取り上げられ、民国期はスキップされてしまう。また、中国近代史の分野においても、一九八〇年代以降、人民共和國史偏重に対する反省から、民国史研究が盛んになってきている。だが、そうした見直しも経済史中心で、外交史研究は寒門であったし、時期的に見ても国民政府期が注目されるばかりであった。しかし、前述のように、中国外交史研究における民国前期、すなわち一九一〇年代から二〇年代は、実のところ多くの示唆に富む対象である。当時は、清代

の外交体制に代わる新たなシステムを「近代外交」という名のもとに模索していた時期と置つけることができ、この時期の試行錯誤の成果が国民政府期や戦後に引き継がれていった。そうした意味で、民国前期の外交史を研究することが、清代から現代に至る中国外交史を鳥瞰することに繋がるのである。

政治学や国際関係研究において、国家を相対化することが提唱されて既に久しい。また、また空間を対象とする諸学に於いては、地域研究の重要性が共通認識となりつつある。こうした中で、狭義の外交は国家に張り付けられ、それを対象とする外交（史）研究は、ダイナミックな学問的展開を見せることが困難なように捉えられがちである。しかし、既に指摘されているように、それは問題設定の仕方による。この点についても、民国前期は、様々な論点を提示する。すなわち、中央政府の統治能力が現実的に極めて限定され、地域統合や国民統合の方式についての共通理解がないのも関わらず、大枠としての中国あるいは中華民国を解体することは忌避するという共通認識のある時に、外交がどのような役割をもつのか。また、地方政府や地域が独自の対外関係を展開している状況の中で、中央政府がどのような外交を展開するのか。そして中央・地方、地域、強力になった商業団体などがおりなす重層的な外交空間において、それぞれが如何なる役割を担い、どのような相互関係を築いていくのか。民国前期の中国および周辺諸地域における外交空間は、こうした問題を投げかけてくる。

このように、外交史研究からみた場合、民国前期は様々な点において魅力的なポテンシャルを有している。本稿では、重層的な外交空間における中央政府に残された史料を使用しながら、そこに介間みえる魅力をひき出すことに務めたい。

（二）背景説明②―民国前期の国内政治と外交

本論に入る前に、時代背景について簡単に触れておきたい。民国前期の国内政治を説明する際には、中華民国総統・

袁世凱の死（一九一六年）を以て画期とすることが多い。この場合、袁世凱の死によって北洋軍が分裂し、「軍閥混戦」の時代が現出したとされる。確かに、袁世凱の死後、北洋軍内部で直隸派・安徽派・奉天派などといった派閥間の争いが過熱し、北京政府の地盤に揺るぎが生じた。一七年には、国会議員と海軍の一部が北京から広東に移り、正統なる中華民国政府は広東にありと宣言し、北京政府に対抗した。また、長江流域から西南地域に到る各省は、「自治」を唱え、中央政府からの独立を宣言（中央との公文の往来断絶等の措置をとる）、「聯省自治」と呼ばれる連邦型の国家建設を模索し始めていた。こうした事象を捉えて、これまでの研究では、「分裂の時代」という位置づけをおこなってきた。しかし、「統一」か「分裂」かなどといった単純二分法で果たして当時の状況を把握できるのであろうか。彼らは、国会が停止した中にあっても、政策を戦わせる方法と場をもっていた。それは、たとえば、「通電」とよばれる方式である。様々な政治主体は、事あらば各方面に同時に伝えられる電報（通電）という手段を通じて意見を表明した。そのうちの多くは新聞に掲載されたから、識字層にはそれが広まった。公論が形成される場が存在していたのである。こうした場の存在が、一面で中華民国あるいは中国という大枠を支えており、国内には利益共同体としての意識が担保されることになった。⁽⁷⁾ 無論、誰がその大枠を代表するかについては多くの議論があった。そして、外交を行うということは、国際社会において代表者と認知されたことを示すので、逆に外交をすること自体が国内政治における正当性に直結した。外交それ自体が国内向けに行われる契機が常に存在していたのである。⁽⁸⁾

他方、昨今は別の見解も多いのだが、旧来の新民主主義史観においては、一九一九年の五四運動を重視し、阿片戦争から一九一九年までを中国近代、一九九年以後を中国現代としてきた。五四運動の重要性を否定するつもりはないが、外交史研究から見れば、五四運動の結果として中華民国全権代表がヴェルサイユ条約に調印しなかったなどということはなく、その重要性は相対化されている。⁽⁹⁾ 他方、民国史研究が、南京国民政府期の近代化研究を軸として展開する中で、

二十年代半ばの国民革命を重視する傾向もみられる。しかし、昨今、台湾の唐啓華が明らかにしているように、中華民国北京政府は「修約外交」を展開するなどして、積極的に国権回収・不平等条約改正を移行してきた。⁽¹⁰⁾ その成果は、国民政府期のそれを上回っているとされている。不平等条約の改正という観点に立った時、唐啓華の言うように北京政府は確かに大きな成果を挙げていた。こうした点で、外交史の分野では、国民革命（あるいは「革命外交」）の相対化が行われている。だが、ここで留意しておくべきことは、唐の分析が後世に時系列的に整理した結果として得られる評価であって、同時代人が同様の評価をしていたわけではないということである。北京政府が外交上の成果を特に宣伝しなかつたこともあり、国内からは売国的だと批判を受けることもあつたのである。あるいは、評価を受けることがあつても、成果をあげることに貢献した外交官は中華民國の代表であつて、北京政府の代表ではないという言説も存在した。こうした背景の下、国民革命下では、あるいは国民政府成立後には、北京政府をアプリアリに非難する風潮が強まつていたのである。こうした同時代的言説は、それが事実には適合するか否かは別に、当時の社会で大きな意味をもつた。こうした言説の世界と唐啓華の実証的研究のような文献実証史的「事実の世界」を結合させていくことが研究上の一つの重要な課題なのである。

第一章 北京政府の対外一致政策と全権代表

第一節 北京政府による対外一致表現

北京政府にワシントン会議への正式の招聘状が届けられたのは、一九二二年七月であつた。⁽¹¹⁾ 中華民國は、それ以前、

第一次世界大戦後に開かれたパリ講和会議に参加しながらも、対独和平条約に反対し、結局調印しなかった。そのため、第一次大戦中に発生した山東利権継承問題や二十一箇条問題は、解決されずに残されていた。北京政府は、問題解決のための様々なチャンスがうかっていた。たとえば、国際連盟への山東問題提出を模索し、他方で日英同盟存続問題に注目して、日英同盟に代わる米英日同盟構想に食い込み、四国同盟とするように働きかけをおこなっていた。中華民国は、国際政治の舞台では明らかに従属変数に過ぎなかったのだが、事態を静観するのではなく、最低でも独立変数に利用されやすい従属変数とならんとしていた。

ワシントン会議は、ポスト日英同盟として模索されていた英米日中の四国同盟構想に由来する。この同盟への食いこみを企図していた中華民国にとって、会議に招聘されたことじたいが一つの外交上の成果であった。そして北京政府にとっては、その会議への招聘状が自らに送付されるという事実、すなわち外国から中華民国を代表する政府であると認知されている事実こそ、対内的に自らの正当性をアピールできる点で、一つの正当性の証明でさえあった。⁽¹²⁾しかし、北京政府は、一般的な中央政府と異なり、そうした存立基盤を維持するための努力を常にしなければならなかった。特に、当時は北京政府が中華民国を代表できるのかという問いが欧米日で発せられており、北京政府は条約履行能力に直結する対内的な統治能力を示す必要があった。

そのため北京政府は、会議参加に際し、少なくとも会議に対してのみ国内を超党派・超地域的に結びつけ、「対外一致」させることを企図した。当時外交総長（外務大臣に相当）であった顏惠慶は、この時のことを回想して以下のように述べている。「ワシントン会議への招聘状を受け取ってから、私は直ちに外交部内に『参加華盛頓會議籌備処』を設立し、自ら主席に就任した。過去の教訓があったので、代表の人选については、特に慎重に進めた。代表それぞれについてばかりでなく、代表間の関係についても和衷共濟をはからねばならなかったし、加えて代表団は拳国一致の陣容を

呈していなければならなかつた。⁽¹³⁾「国際会議参加に際し、対外一致が必要だという論調は、当時の中国の一般的な言説であつた。⁽¹⁴⁾」

北京政府外交部が採用した対外一致の為の施策は主に二点である。第一は、会議に対する意見を広く募集し、それを対外政策に組み込むこと、第二は全権代表あるいは代表団に全国性をもたせることであつた。このほかに、会議開催中に限つて国民会議を開き、代表団を支持させることなどが検討されたが、実行に移されることはなかつた。⁽¹⁵⁾第一の方法は、各省省長や交渉員、在外使領などに対して意見を求め、他方で個人的な、あるいは法団・公団からの意見書も受理するというかたちで実現させた。この点については、既に別稿で論じている。⁽¹⁶⁾本稿で問題とするのは、第二の方法である。北京政府は、全権代表について南北両政府から三対一の割合で選出し、他方で一般の代表団構成員については北京政府内部の諸派、国内各地方からの推薦を幅広く聞き入れ、総勢百三十名を上回る代表団を組織した。何かしらの共通認識を作り上げて、最大公約数を求めるのではなく、あるゆるものを組み込む最小公倍数的な代表団を組織していったのである。

第二節 全権代表に関する各方面からの意見

北京政府外交部において、ワシントン会議に派遣する代表のことが討議されたのは、七月十五日のことである。⁽¹⁷⁾この後、各方面からの意見が寄せられる中で、北京政府内部の全権代表選出は困難を窮めていくことになる。⁽¹⁸⁾本節では、内外からの全権代表に関する意見を簡単にまとめておきたい。

外交部は、七月十八日に在在外公使に、八月九日に各省省長・交渉員に対して、ワシントン会議に関する意見徴集をお

こなつた。⁽¹⁹⁾これに対して、内外から多くの意見書が送付されたが、多くは山東問題や二十一箇条問題などの懸案解決を訴えるもので、全権代表にまで踏み込んだものは少ない。⁽²⁰⁾たとえば在外公使の中からは、駐スイス公使から徐世昌総統、駐スウェーデン公使からは顔惠慶総長の出席を望むという声があつた程度だつた。⁽²¹⁾他方、国内からの意見書では、人選を南北政府から慎重におこなうべきだという議論もみられた。⁽²²⁾内外の意見書を総計すると、顔惠慶外交総長と顧維鈞駐英公使を推すものが、それぞれ三件、徐世昌大總統・汪大燮・唐紹儀・王正廷・伍廷芳などが、各一件であつた。唐紹儀以下の三名は広東政府の代表、あるいは全国区の南方系「名流」と位置づけられる。汪大燮は、浙江出身の科挙官僚であるが、引退後も北京に住んで政界に隠然たる勢力を有していた「寓公」(研究系)である。彼は浙江督軍の盧永祥に推薦されている。⁽²³⁾無論、この人にだけはなつて欲しくないという逆推薦もあつた。太平洋外交商権会は、徐世昌総統と靳雲鵬総理こそ悪の元凶だとし、彼らの言いなりになっている顔惠慶や施肇基には、中華民国を代表する資格はないとしてゐる。⁽²⁴⁾最終的に選ばれたのが、顧維鈞・施肇基・王寵惠の三名であるから、こうした内外からの意見書が影響力をもつたとは考えがたいが、例えば汪大燮に対しては顧問就任要請をおこなうなど、意見書に合致する動向もみられる。

また、外国からの意見もあつた。特に主催国アメリカが全権代表に関する要請を北京政府に対して行つてゐた。前駐華公使ラインシュは、七月十三日に北京政府に意見書を提出し、全権代表や随員を慎重に選出することを求めるとともに、会議での使用言語がフランス語ではなく英語であることを伝えてゐる。⁽²⁵⁾北京政府外交部の中には、大きく分けて日本留学畑と欧米留学畑があつた。前者は、五四運動以降、ほぼ完全に実権を失つてゐた。他方、欧米組にも派系があり、陸徵祥や劉式訓といったフランス語系と、顔惠慶や顧維鈞、施肇基といった英語系に分かれてゐた。⁽²⁶⁾ラインシュのアドバイスは、代表のターゲットが英語系に絞られることを意味してゐた。他方、北京政府のアメリカ人顧問ファーガソンは、全権代表には、國務総理(靳雲鵬)を充てるべきだとし、第二候補に顔惠慶外交総長、第三候補を施肇基駐米公使

とした。⁽²⁷⁾ こうした外からの意見は、結果的に選ばれた代表とも付号する点があるが、政策決定上の関連は不明である。そして、後述するように、政府レベルでは、英米ともに顔惠慶外交総長の会議出席を求め続けていた。顧維鈞や施肇基は、所詮は駐外公使に過ぎず、他の国々の代表と比べると、肩書き上見劣りするのだった。そうした意味で、外務大臣の出馬が望まれたのであろう。また、中華民国を利用して日本を牽制しようとする英米にとって、当時顕在化していた顧維鈞と施肇基の不仲は、利用されやすい不安定要因と考えられたであろう。こうした意味でも、バランスとしての顔惠慶の位置が重要と目されたのである。

第三節 北京政府外交部による調整

前述のように、北京政府外交部において全権代表に関する会議がもたれたのは、七月十五日のことであった。人選を行う際の手続については、外交部内部でも十分な議論がなされていなかったようである。議会が停止している当時において、外交部単独で人選をおこなうことは、正当性からみても、そのまま信頼されるものとは言えなかった。例えば八月六日、沈瑞麟外交次長は、梁士詒の意見、すなわち、上海の「知名人士」を集め、代表団はその会議の承認をうけるべきだという主張を代弁している。しかし、これには汪大燮が反対、結局のところ国民から支持を受けていることを証明するための手続・ポーズをとらない方向が定まっていたのである。では、北京政府外交部はどのようにして全権代表を決定したのであろうか。

七月十五日の会議直後の「顔惠慶日記」の記述は、顔外交総長自身の全権代表のイメージが、周自齋・朱啓鈴・王正廷を団長とし、顧維鈞と施肇基がそれを補佐するというかたちであったことを物語る。⁽²⁸⁾ 周も朱も北京政界を代表する重

鎮であり、王正廷は南方よりでありながら北京政府側ともコミュニケーションをとれる人材であった。顧維鈞と施肇基は、パリ講和会議の全権でもある、当時の中華民国を代表する外交官であり、同時に主権国と準主権国の駐在公使であったので、参加は当然であった。⁽²⁹⁾

七月二十三日、顔惠慶は私用で北京を離れて上海へと向かい、三十一日に帰京した後、八月一日から本格的に代表團入選に入っている。「顔惠慶日記」には、外交檔案などには見えない政界の状況が示されている。⁽³⁰⁾八月五日、顔惠慶と徐世昌が会見、徐世昌総統が朱啓鈴と汪大燮の会議参加に賛成、曹汝霖には反対する。八月七日には、周自齋が顧問担当を引き受けているが、周は顔の参加を促す。同日、顔惠慶と汪大燮が会見、汪が周自齋・朱啓鈴・梁敦彥の顧問就任に賛成している。この時期、靳綏理は進退を問われていただけでなく、体調を崩していたので、顔と総理との会談は多くない。なお、顔総長は、曹汝霖など五四運動で非難された知日派の重要人物とも会談を重ねている。

顔総長は、広東向きのポストを一つ用意し、顧維鈞や施肇基といった実務家にも二つのポストを用意した上で、残りのポストを中央政界の中で割り振ろうとしていたように見受けられる。そこで徐世昌総統や北京の「寓公」詣でをして、各方面との調整を進めたのである。この結果、周自齋や梁如浩らの派遣は決まったものの、彼等は全権代表ではなく高級顧問や顧問ということになった。だが、いずれにしても、高級顧問から顧問にかけて、中央政界の各派閥の代表が居並ぶ格好になったのである。

では、他の全権代表はどのように決められたのか。職業外交官として著名な顧維鈞は、全権代表就任要請の経緯を以下のように回顧している。「私は顔惠慶外交総長からの私電を喜びつつも意外な感をもって受け取った。この手紙は、周詒春清華大学学長の名で送られてきた。彼は、顔総長と私に共通の、個人的に親しい友人だった。この手紙で顔総長は、私にワシントン会議における中華民国主席全権代表を務めることを望むと述べ、可否を求めていた。次席には、開

催地の公使である施肇基が充てられるとのことであった。私は、この電報による問い合わせの目的を直ちに理解した。何故なら、私たちが体験していたパリでの困難を想起したからである。私は躊躇なく返答を送った。そこで私は、もしきたる会議における中華民国代表団にとって私が必要とされるならば、心から喜んで要請を受け入れるということ、また、施肇基は開催地の公使というだけでなく、外交官としてのキャリアの面からみても、自分より先輩なので、顧博士が席次問題で頭を悩ませないように望むということと述べた。結果的に、外交部は私を中華民国の全権代表の一人とする旨の公電を送ってきた。⁽³¹⁾この回想に従えば、依頼が私的ネットワークを通じてなされ、また人選については、顧維鈞と施肇基を選出したのが顔惠慶で、施肇基を主席にしたのが顧維鈞の献策によるということになる。「顔惠慶日記」に依れば、周が顧維鈞に手紙を出したのが八月十六日、顧の返答を周が顔に伝えたのが三十一日であった。⁽³²⁾施肇基に対する要請については不明である。他方、王寵惠については、八月二十二日に沈瑞麟外交次長から、法律の専門家が全権代表には必要だという理由で就任要請がなされている。⁽³⁴⁾

このようにして北京政府側の全権代表選出は、各勢力の均衡と外交官としての実質的な能力という二つの側面から進められたが、前者については顧問というかたちで決着し、後者の陣容や席次は、北京政府外交部官僚と顧維鈞といった顔惠慶の周辺で私的に固められていった印象が強い。代表団の陣容は十月六日に公表された筈のだが、十月二十一日になっても、北京政府が派遣している駐外公使から、代表についての問い合わせがあり、外交部が慌てて各在外公館にリストを送付していることなどからも、この人選が一部の外交官と外交部官僚の間でなされたことが確認できる。⁽³⁵⁾「顔惠慶日記」にも、八月五日に徐世昌総統に顔総長が謁見し、徐が「全権処理問題」を顔に処理するように命じたことが記されている。⁽³⁶⁾

第四節 顔惠慶派遣問題

北京政府からの代表が施肇基・顧維鈞・王寵惠に決まっていたから、内外からの顔惠慶待望論はおさまらなかった。故、顔惠慶はワシントン会議に赴かなかったのか。顔自身は、第一次大戦当時駐デンマーク公使で、中華民国の対独宣戦の後は、対独関係を担っていた。パリ講和会議時には、全権代表でこそなかったものの、パリにかけつけ、代表団の一員として積極的に活動していた。一九二〇年に外交総長になつてからは、顧維鈞らと連携をとりながら、人事を刷新し、組織機構改革を断行するなど、日本派が失脚してからの新たなフレームワーク創設に大きな役割を果たしていた。また、一九二一年六月には待望の対独完全平等条約の締結に成功するなど、不平等条約改正にも実績があつた。他方、内政の面でも、靳内閣の副総理格として、総理不在の際には、國務會議を主催していた。顔は外交官僚としてもまた国内政治の調整者としても、十分な代表資格を有していた。他国のワシントン會議参加者には、現職大臣が含まれる中、外交上窮地に立たされている中華民国が、公使級だけで全権代表を構成するのは、やはり問題であることを、顔も承知していた筈である。では何故、顔惠慶外交総長は最後まで訪米しようとしなかつたのだろうか。

前述の通り、外交部に寄せられた意見書の中で、顔惠慶を代表に推すものは、顧維鈞と同数の三件であつた。太平洋外交商権会のように顔の渡米に正面から反対する意見書もあつたが、この意見書は、北京政府それじたいを批判しており、顔を個人的に非難したものではなかつた。総じて、顔惠慶支持者は国内に多かつたと見て良からう。例えば、財政官僚として知られる張弧も、早い時期から顔の渡米を求めていし、⁽³⁷⁾前述のように周自齊も高級顧問就任受諾の際に顔の渡米を求めている。

駐華公使達にとつても顔惠慶の動向は関心事であつた。外交档案で見る限り、八月から十一月までの間に都合七回の

問い合わせを受けている。⁽³⁸⁾十月六日に全権代表リストが公表され、そこに顔惠慶の名がなかったのにもかかわらずである。これに対し顔惠慶は、ほぼ一貫して、渡米の可能性を示唆しながらも、同時に様々な理由で述べて「躊躇」していると述べていた。⁽³⁹⁾顔惠慶自身は、自伝の中で以下のように述べている。「私自身も会議に出席するつもりであった。だからこそ、秘書に太平洋航路を運行している各郵船の翌月の席を押さえさせておき、いつでも出発できるようにしておいたのである。しかし、政務が私にまわりつき、身を二つに裂くことができなくなりました。⁽⁴⁰⁾」

この回想では、特に政務が理由だと書かれているが、外交档案に記されている主な理由は、必ずしも政務に限定されない。たとえば、国内情勢の不安定のほかにも、国内での代理人の不在（外交次長の病氣）、靳総理の留京要請、渡米スタッフの充実などが挙げられている。客観的な理由としては、確かに政情の不安定が決定的であったろう。事実、会議開催中に北京では内閣が二度も代わり、顔惠慶は正式な総理にはならなかったものの、代理総理として政界のとりまとめ役を引き受けなければならなかった。パリ講和会議の際に、北京の政局が全権代表団の足かせになったことを想起すれば、顔が北京に残ったことは賢明であったと言える。「顔惠慶日記」を見ると、九月九日に徐世昌總統とワシントン会議と内閣のことを話しあい、さらに会議参加問題について意見を交換している。また全権代表が公表された翌日の十月七日には、靳総理がはっきりと顔の会議参加に反対だと言っている。⁽⁴¹⁾十月十日、顔は徐總統から次期総理に推され、その足で靳総理と会見、訪米を訴えるが、反対に遭っている。⁽⁴²⁾最終的な確認は、会議開催直前の十一月八日に徐世昌總統が改めて顔の渡米に反対したことであった。

こうした経緯をみると、顔惠慶の訪米への意欲は確かなものであったようである。また、靳内閣が混迷を続ける中で、各方面から慰留を求められたことも確認できる。後述するように、全権代表派遣をめぐる広東との交渉も成果を挙げることができないまま、懸案山積であった。だが、このほかに、先の意見書とは別のかたちでの、顔の訪米反対意見が

あつたことも、一つの理由であつた可能性がある。「顔惠慶日記」には、親戚の顔德慶の反対、孫文の反対が特記されている。⁽⁴³⁾

顔惠慶は全権代表団の構成を以て挙国一致を表現することを企図していた。これは南北双方から代表を派遣するという意味でもあるが、同時に国内で支持を受けている者を派遣するという意もあろう。その意味で、希望の多かつた自らの渡米を果たせなかつたことは、様々な思惑があるにしても、目標到達度からすれば不十分と判断できよう。また、こうした経緯について、顔総長が納得できる方法で（通電など）内外の各方面に説明していなかつたことも重要である。こうした点は、北京政府外交部に対する国内からの信頼が通減していくことにつながつたものと思われる。

第二章 ワシントン会議と広東政府―南北交渉を中心に

第一節 一九二二年夏前後の広東政府の外交

ワシントン会議開催決定当時、中華民国国内には、北京政府の他にも中央政府を自称する政府があつた。北京政府は、この広東政府の代表を全権代表団に含めようと同政府と交渉するのだが、結局失敗してしまう。本章では、まず当時の広東政府の対外政策について概観し、次節以降で南北政府の交渉過程について検討する。

広東政府とは、一九一七年から二七年にかけて広州にあつた政府を指す。昨今では、広州政権、南方政府などと言われることが多い。その正当性は、一七年に段祺瑞政権の違憲性を指摘して北京を離れた国会議員によって構成される議会に求められる。中華民国臨時約法に基づく政治体制は、議会の権限が強く、議会専制とでも言うべきものであつた

め、この正式な議会の所在地にこそ正式な政府が組織されることになるのだった。また軍事的基盤は、国会議員とともに北京を離れた中華民国海軍、西南軍閥と称される華南地域の各軍事勢力に求められる。また、国会議員の中には、海外留学経験をもつ司法・外交面におけるテクノクラート層もあり、海外留学経験者の多い広東に蓄積されていた人材とともに、官僚層を形成していた。広東政府自身の実行支配領域は、時期によって異なるが、広州市周辺などに極めて限定されており、広東省内部でも広東省政府との二重政権状態にあった。実際のところ広東政府は亡命政権にすぎず、広州市の財源や閑餘などを獲得するまでは、財政も極めて苦しかった。後に、広東政府の系統に属する勢力が北伐を成功させ、国民政府を樹立することから、正統性の観点から、広東政府がナショナリズムを体現しており、北京政府は売国奴に過ぎないとする言説が広まり、後の学界でも主流になる。だが、少なくとも二二年段階では、こうした言説はまだ希であった。⁽⁴⁴⁾

筆者は、広東政府の外交について、別稿を準備中であるが、ここでは簡単にワシントン開催前の状況について触れておきたい。⁽⁴⁵⁾北京政府同様、広東政府にとっても、外交とは一つには自らの正当性を表現する手段であり、またナショナリズムを喚起し、自らの国内基盤を安定させるための媒体であり、さらに閑餘や借款などの面では最大の資金獲得源であった。その広東政府の外交の性格を、利害を代表する地域から概観すれば、およそ三つに大別できる。第一は、華民国の中央政府としての外交。第二は、西南あるいは華南地域の利害を代表する外交。第三は、広州市あるいは広東省を代表する外交。本稿で扱うのは、主に第一の外交である。また、外交をめぐる北京政府との関係については、必ずしも一貫して敵対関係にあったわけではなく、一九一七年から二〇年まで、時に公文を往来させるほどの関係にあった。⁽⁴⁶⁾

一九二二年五月から二三年の六月にかけての約一年間は、広東政府の「正式政府」の時代とされている。軍政府期と

大本営期の中間に位置し、中華民国政府が広東で正式に成立した時期である。この「もう一つの中華民国」の大総統は孫文であった。孫文は、五月五日に大総統に就任したが、その際に「対外宣言」を発表し、諸外国に対して、広東政府こそが「中華民国の唯一の合法政府であることを承認するように求めた」。孫文は、南北の抗争は地域抗争なのではなく、民主主義と軍閥主義の争いだとし、更に対外政策については北京政府が締結した二十一箇条条約などを非難し、他方でジョン・ヘイ・ドクトリンを尊重することを強調する⁽⁴⁷⁾。北京政府の結んだ条約・協定をどのように継承するのか示ないのかについては詳細に述べられないが、北京政府との協調を模索するという意思はみられず、対立関係をより明確に示していた。対外関係の側面でも、柔軟な政策を採るのではなく、むしろ国家承認か否かという二者択一を外国に求めるようになっていった。また、国内に対しては不平等条約の改正を訴え、ナシヨナリズムを喚起する言説を流布した⁽⁴⁸⁾。こうした中で、ワシントン会議が開催されることになったのであり、南北交渉の難航は、当初から予想されたことでもあった。

第二節 王正廷というチャネルの限界

北京政府外交部は、一貫して広東政府との全権代表共同派遣を模索していた。一九一九年のパリ講和会議の際にも、南北両政府は全権代表を共同派遣していたのだが、広東政府から見れば広東派遣の代表が軽んじられる結果となつてい⁽⁴⁹⁾たために、ワシントン会議に望むに際し、それを教訓としていた北京政府外交部としては相当慎重にことを運ぶつもりであった⁽⁵⁰⁾。ワシントン会議参加各国に割り当てられた全権は各四名で、北京政府としては、このうち一名を広東政府から派遣させるつもりであった。二名ずつとできなかった点において、北京政府にもまた、南北対等と言いつれぬ限界

があった。⁽⁵¹⁾

ワシントン会議の全権代表をめぐる南北交渉については、外交檔案を使用した沈雲龍の研究がある。⁽⁵²⁾ここでは、この研究に依拠しつつ、新に公刊された『顔惠慶日記』などで補いながら、中華民國の全権代表選出過程を南北交渉を軸に描いていきたい。

前述のように、北京政府の顔外交総長は、全権代表団の構成について検討し始めた当初から、広東側の代表を含めることを前提としていた。その候補としては、広東政府とも通じている王正廷が挙げられていた。候補を王正廷とするか否かは別にして、南北双方から代表を選出することについては、各方面から要望が寄せられていた。例えば、北京政府と交渉を絶っていた筈の湖南総司令部は、外交界の著名人のなかで南北政府の橋渡しのできる人物、すなわち唐紹儀・伍廷芳・王正廷・顧維鈞を代表にすることで、対外一致の精神を示すべきだとしていた。⁽⁵³⁾

他方、広東政府側は、必ずしも王正廷を対北京政府の交渉窓口として正式に認知していたわけではなかった。前述のように七月十二日に対米抗議書を発した⁽⁵⁴⁾後、広東政府は八月十日に北伐請願案を国会で決議している。軍事的手段による南北統一路線を採択していたのである。同月十五日には、広州を聯省自治のセンターとするための会議の召集を呼びかけている。⁽⁵⁵⁾また二十五日には、広州で國務會議を開き、政府代表のワシントン会議派遣を検討している。⁽⁵⁶⁾広東政府側は、北京政府との全面対決姿勢を示し始め、独自路線を歩み出していた。⁽⁵⁷⁾

こうした経緯から見ると、王正廷はミスキャストであったと考えられる。藤井昇三が既に論じているように、⁽⁵⁸⁾広東政府が全権代表単独派遣を決定したのは七月末で、それ以前は、まだまだ共同派遣の余地があった。⁽⁵⁸⁾しかし、そのとき北京政府は広東側に直接コンタクトをとらずに、北京にいる王正廷に望みを繋いでいたのがある。そして、少なくとも八月末までは、顔惠慶は王正廷一本で交渉を進めようとしていた。會議招聘のあった七月に北京にいた王正廷は、顔に対し

て、「黎元洪を徐世昌に代わって一年間総統にする」という交換条件を北京政府が認めれば、広東政府も納得するであろうと述べていた。⁽⁵⁹⁾ 顔は、七月二日に靳雲鵬総理と会談、王正廷の見解を伝えている。「中国は完全に軍人統治下に置かれる危険の直中にある。南方の情況は北方よりも更に酷い。黎元洪が北京に戻れることはないだろう。」⁽⁶⁰⁾ 顔恵慶日記にはこのように記されている。王正廷の提案を非現実的なものと受け取ったのであろう。八月七日、王正廷は顔恵慶に対して、広州との連絡のために上海に赴くと告げている。

ところが、八月十二日には、顔の耳にも広東政府が王正廷に反対しているという報が入る。⁽⁶¹⁾ 顔恵慶が交渉相手を王正廷から広東政府外交次長伍朝樞に切り替えたのは、八月二十日のことであつた。⁽⁶²⁾ しかし、この直後、広東政府は単独代表派遣を決定、九月五日にはワシントン会議に対する宣言書を発表し、北京政府の派遣する代表を否定したのである。⁽⁶³⁾

第三節 アメリカの方針転換

全權代表をめぐる南北交渉は、前述のように非常に難航していたのだが、在米華僑の圧力に接した開催国アメリカが、当初の北京政府単独支持方針を転換して、仲裁に乗り出してくる。しかし、アメリカの妥協を不服とする広東政府が結局応じることはなかった。ここでは、まず広東政府とアメリカの関係に簡単に触れ、そのあとでアメリカの仲介について申し述べたい。

二十年代半ばになると、広東政府はソ連やドイツも含めた多元的外交を展開していくのだが、一九二一年の五・六月には、そのような多元性は限定されており、政府承認要請も含めアメリカに接近を図っていた。⁽⁶⁴⁾ これに対し、アメリカ側にも応じる者がいた。アメリカの対応はまちまちで、中には広東政府に過度の期待を抱かせる者もいたのである。広

く知られているように、駐広州副領事プライスは、國務省に対して広東政府を承認するように働きかけ、逆に國務省から一切の正式な接触を断つように命令されていた。⁽⁶⁵⁾ここで國務省は、広東政府について「アメリカが友好関係を有している政府に対して反乱をおこしている組織」と定義している。國務省にとって、広東政府は「事実上の政府」どころか、「交戦団体」以下の存在であったと考えられる。⁽⁶⁶⁾ハーディング政権下のヒューズ國務長官は、ウィルソン政権下の國務長官よりも外交政策に関する裁量権が大きかったとされており、また政策面では、中国における経済面での量的優位性を日本が保つことは認めつつも、政治的には英米協力を基軸とした英米日協商に近い形態での秩序形成を模索していたとされる。⁽⁶⁷⁾これに対し、國務省の極東担当部局はより親中的であったとされているが、この親中の対象はあくまでも北京政府であったようだ。

だが、広東政府に好意的な意見書を國務省に送ったのはプライスだけではなかった。駐華公使のシャーマンは、十月二十六日の國務省宛電報の中で、北京政府の不人気を取り上げ、広東政府における立憲主義や民主的な諸政策を唯一の現状打開策とし、また広東のアメリカ商人も同政府に好意的であるとしている。⁽⁶⁸⁾こうした現状をみると、現地の外交官が広東政府に近く、本省が北京政府を支持していたように見うけられる。こうしたアメリカの対中政策の二重化は、恐らくは二十年代半ばの南方支持への転換の背景となるのだろう。だが、ワシントン会議については、アメリカの対中政策の基本は北京支持であった。

アメリカ大統領から北京政府にワシントン会議の招待状が送付されたことを知った孫文は、ワシントンに対して広東政府を正式に招待するように要請した。⁽⁶⁹⁾だが、アメリカ側が一切応じることはなかった。広東政府としては、ワシントン会議招聘という契機を経て一気に国際的に認知される政府となろうとしたのであるが、政府承認に至るほどの成果を挙げることは困難であった。

これに対して広東政府は、駐米代表馬素などを中心に The China Review という新聞をニューヨークで発行するなど宣伝活動を展開し、華僑（特にクリーニング業者）を動員してピラを配布し、九月十六日にはニューヨークでデモ活動を行うなどしてアメリカ政府に圧力をかけた。在米軍需の大半は広東出身であるので動員が可能であったのである。この点、地域政権としての性格も介間みえる。こうした華僑の活動に、在米中国人留學生の活動があいまって、國務省は方針を変更していくのである。⁽⁷¹⁾ 九月十九日にはヒューズ國務大臣が声明を發し、広東政府を政府として認めていない以上、アメリカ政府としては広東政府を會議に招聘できないが、全権代表四名のうち一名を広東政府枠とし、パリ講和會議の時のように全国統一を成し遂げることを望むと述べるに至ったのである。⁽⁷²⁾ この方針は、既に実行にうつされていた北京政府外交部の政策の追認ではあるが、元來、広東政府に対して全く取り合わない姿勢を示していたアメリカが、広東政府の存在を認めるかたちとなる点で、広東政府への譲歩であった。この声明をうけて、前國務長官ランシングが南北の仲介に乗り出すことになるのである。

第四節 ランシングの仲介による妥協点模索

第二節で述べたように、北京政府外交総長顏惠慶が交渉相手を王正廷から広東政府外交次長伍朝枢に切り替えたのは、八月二十日のことであった。⁽⁷³⁾ これに対する伍朝枢の返事は、九月一日に顏の許に届いている。「伍朝枢から返事が来た。故意に言葉を濁した感じで広州には広州の計画があると述べている」と顏は日記に記している。⁽⁷⁴⁾ 恐らく九月の末になってもう一度伍朝枢に対して代表就任要請をおこなったのであろう。十月五日にはまた伍朝枢から電報が届き、「代表任命を受諾することはできない。何故なら政府と相談していないからだ」と述べていた。⁽⁷⁵⁾ 公文による正式要請に比して私

信による要請が最終的に不安定であることは、現在にも中国社会にみられる現象である。

ランシングの仲介活動は、この前後から始まった模様である。ランシングは、まず広東政府に対して、中国が自己の利益を謀るためには南北が協力して代表を派遣すべきだという電報を送りつけ、さらに北京の顔惠慶に対しては伍廷芳との直接交渉を行うように求めた。⁽⁷⁶⁾だが、このランシングの仲介は南北双方にとって「渡りに船」というほどのことでは無かった。顔惠慶は、ランシングの発言を伝えた施肇基からの電文に次のようなコメントを書き記している。「私も機会を利用して伍公に話し合いたいと相談をもちかけた。そのときには、互いに国家（中華民国）を前提として、心を開いて相まみえ、ともに時局を救うことを希望した。」⁽⁷⁷⁾つまり、ランシングに言われるまでもなく、手を尽くしているというのである。他方、広東政府も、ちょうどランシングからの電文が着く頃の非常国会で、列国が広東政府を代表として認めなかったことなどに関する非難が巻き起こっていた。

しかし、広州で過激な議論がなされる中、広東政府の駐米代表馬素が施肇基公使に接近をはかり、条件付きの妥協点を仄めかしていた。馬系発言が広州の訓令に基づくものか否か不明だが、このことは直ちに北京に電送された。それを受理した國務院は、この電報に対するコメントを外交総長に転送した。そこには、「顔惠慶が対応策を考慮せよ。広東政府に対しては、こちらの意見を犠牲にしても相手の意見に従うように。ただ、相手が故意に難癖をつけてくることは防がねばならない。」⁽⁷⁸⁾これに対し顔総長は、文書の欄外に以下のようなメモを残している。「広東政府が代表を派遣しないのは、未だワシントンから招待状が来ないからではないか。また、中央に追隨しないのは、北京政府を非法政府と見なしているからだ。」⁽⁷⁹⁾顔惠慶は、これまでの経緯をふまえて外交部による交渉に限界を感じ、南北交渉を國務院に任せると決断した。十月十九日、顔は上記二点を盛り込んだ書簡を國務院に送り、國務院から広東政府に書簡を發することを望むのである。⁽⁸⁰⁾他方で顔は、二十一日にランシングに対しても、外交部を通じた交渉に限界があること、また

上記の広東側の拒否理由を書き記した電文を發した。⁽⁸¹⁾

しかし、國務院から広東宛に打電されたか否か解らないまま、伍朝枢からの電報が二十一日に北京に届く。伍は、「広東政府の同意を得ていない」という前回と同じ内容を繰り返すだけであつた。⁽⁸²⁾ 顔は、國務院に打電を依頼しておきながら、今度は自ら外交次長伍朝枢の父親である外交総長伍廷芳に打電し、伍朝枢の渡米を要請する。これは、「私は對外一致を強く望んでいる」、「中国の國際的な地位を考える時、それは二つに分かれるべきものではなく、一つである」などといった熱心な要請であつた。⁽⁸³⁾ これに対し伍廷芳は、アメリカの招聘が必要だという既定方針を繰り返すとともに、私信形式での交渉は好ましくなく直接交渉をおこなうべきこと、ランシングに言われて始めて交渉に熱心になることじたい、そもそも熱意に欠けることなどを挙げて、全く相手にしなかつたのである。⁽⁸⁴⁾ これを見た靳總理は「またも顔総長に処理を依頼する。顔の日記には、「伍廷芳の電報について考えた。(彼の言う)適切な手続とはいつたもののようなか説明して欲しいものだ」と書かれて⁽⁸⁵⁾いる。翌日、顔はそのまま交渉上の手続をたずねる電報を伍に送つた。⁽⁸⁶⁾

交渉は絶望的であつた。「ランシング達の準備した文案など使ひものにならない。彼等は實際の状況を理解してないのだ。」⁽⁸⁷⁾ 顔はこのように日記に書き残している。案の定、十日に伍廷芳は、「太平洋會議開催の直前になつて直接交渉の手続について話し合おうというのか。誠意ある交渉とは、このようなものではあるまい」と顔に非難してきた。⁽⁸⁸⁾ ところが、十一月十日に至つて靳總理が広東側の妥協条件について、ランシングに頼んで聞き出して欲しいと言ひ出すのである。この変化をうまく説明する材料はないが、八日に顔が總理に孫文の近況などを説明していることが影響しているのかもしれない。また同じ十日、王正廷が顔惠慶に対して「孫文は徹底的に戦うつもりだ」と、妥協があり得ないことを述べている点が対照的である。⁽⁸⁹⁾ 翌日、顔惠慶はワシントンに打電し、ランシングに依頼して広東の条件を聞きだそうとして⁽⁹⁰⁾いる。これは顔自身が交渉に望みを有していたからではなく、總理の依頼があつたから行つたものである。とい

うのも、十二日に太平洋會議籌備処の顧問と食事をした際に、顔自身が「孫文博士との和解には望みがない」とはっきりと述べているからである。⁽⁹¹⁾ 当時であっても、総理命令は尊重されていたのである。

広東政府側の言う条件は、十一月二十日過ぎになって漸く北京に伝えられた。その条件は徐世昌総統の辞任と二十一箇条条約の破棄に関する手法を考慮することであつた。⁽⁹²⁾ これは、広東政府がスローガンとして述べている内容であり、前者に至つては当初王正廷が挙げていた条件であつた。条件の内容云々は別としても、手続として結局また振り出しに戻ってしまったのである。こうして、全権代表を南北から派遣して「対外一致」を表現するという顔惠慶らの当初の目標は水泡に帰することになった。

この一連の交渉を見ると、北京政府が広東政府と合同で代表を派遣すること自体については、内外から支持があつたにも関わらず、両政府間の根本的な認識の差異によって交渉が妥結しなかつたさまがうかがえる。客観的には、広東政府の方針が固まっていたこともあり、所詮交渉の余地じたいが残されていなかったということもあるが、北京政府側にも幾つかの問題点があつたと考えられる。それは第一に出足の遅れとチャネル設定の失敗である。当初、王正廷に一本化し、いたずらに約二ヶ月の時間を費やしたことは大きなロスであつた。第二は情報収集・コミュニケーション不足である。広東政府の動向は、『上海民国日報』など国民党系の新聞に日々掲載されていた。これらを収集・閲覧しておけば解ることなのだが、北京政府外交部はこういったものに目を通していなかつたようである。また、広東政府に通じる人物と、より多様な柔軟な関係を築く努力を日常的にしていた形跡は見られない。外政官僚の限界であろうか。第三は、北京政府内部で國務院が動かず、内政にかかわる交渉まで外交部が担当していたということである。裁量の幅が大きいとはいっても、限界があつたのである。

おわりに

(一) 代表団の組織構成

最後に、全権代表団を構成していた一般の随員などについてまとめておきたい。中華民国が派遣した代表団が二三二名(名義上一三五名)にのぼることは既に述べた。その構成は以下の通りである。全権代表(四名、うち一名赴任せず)、高等顧問(二名)、秘書長・幫辦秘書長(各一名)、顧問(五名)、諮議(一二名)、専門委員(一七名)、処長・幫辦処長(計四名)、秘書(三九名)、随員(三二名)、訳員(六名)、書記(二名)⁽⁹³⁾。前述のように、顔惠慶総長がこの陣容を以て表現しようと企図したのは、全国一致であった⁽⁹⁴⁾。外交部は、パリ講和会議代表団の三倍以上の人数を如何に組織したのであるか。そこには何か理念や原則があったのだろうか。その編成過程について追ってみよう。

顔惠慶総長ら外交部首脳が当初から一三二名という規模を想定していたかは定かではない。だが結果的には、北京政府内部の各行政部局の統合、各政治的派閥の統合、各地域の統合などの全てをおこなっているうちに、この人数に膨れ上がり、予算が足りなくなつて張作霖らの地方行政長官の財政支出を仰ぐことになつたのである⁽⁹⁵⁾。

北京政府外交部は、八月十日に太平洋会議籌備処を設立し、二三日にその章程を發布した⁽⁹⁶⁾。この機関は外交部の附置機関で、トップには外交総長である顔惠慶が充たつた。これは、パリ講和会議の際に、総統府外交委員会が強い権限をもつて時に代表団と対立したことに対する反省から生じた措置であつたらう。この機関の委員は基本的に外交部の職員とされたが、顧問を若干名採用できることになつてゐた。十月十三日の時点で、秘書長を含めて七名の顧問がいた⁽⁹⁶⁾。この顧問には、北京の「名流」あるいは「寓公」として知られる汪大燮や曹汝霖、王正廷などが就任してゐたようである。

北京にいる寓公や全国区の政治家をそこに包摂し、彼らが政策決定に参与するのを正当化するとともに、彼らが政策批判を展開しないようにしたのである。顔惠慶は、積極的に汪大燮と会って相談するなど、研究系との関係が深いのだが、少なくとも組織上はバランスをとろうとしていた。

外交部は、九月十日にワシントンに赴く代表団の秘書庁組織規則を、二十四日には専門員委員会組織規則を定めた。⁽⁹⁷⁾この規則によれば、秘書庁については人数やリクルート法を定めず、専門委員会については、中央政府の十にのぼる部局から「相当数」を出して組織することになっていた。⁽⁹⁸⁾特に定員を定めていなかったのである。このうち、各部局から二七名にのぼる推薦があったが、(外交部を除く)、その多くは司長クラスとそれに連なる秘書らであった。⁽⁹⁹⁾このうち、交通部の七名が突出している。鉄道問題が如何に重視されていたかがうかがえよう。しかし、外交部が想定していた人数は、各部局原則一名であったようである。そして、その結果生じた一五名以上の残余人員は、専門委員ではなく、秘書ということになった。

代表団顧問については前述した通りであるが、このほかにも各方面からの推薦があった。特に縁故推薦は、多数にのぼった。外交官からの推薦が多かったことも、たとえば顔惠慶自身が弟の顔徳慶(鉄道技師)と顔吉生(漢口交渉署員)を代表団に入れ、王寵惠も王寵祐(鉱山技師)を、施肇基が施肇曾(鉄道経営、推薦者は楊天驥)を代表団に入れていることを見れば明らかである。中央政界からの推薦としては、農商総長の長男である王家瑞を顧問にした例があり、地方からの推薦には江蘇督軍が温世珍(金陵海關監督)を、名流として知られる岑春煊が劉彦を推薦した例などがある。こうした被推薦者は、恐らく十名をくだらないと想像される。⁽¹⁰⁰⁾

このほか、外交部が在外公館(駐米公使館・領事館)や各交渉署から、多くのスタッフを送り込んだ。特に開催国であるアメリカの領事館からは多くの応援がワシントンにかけつけ、他方で国内からも、例えば山東交渉署から三名を選

出し、また財政のエキスパートである鎮江海關監督賈士毅を推薦し、派遣している。

このようにして、中華民國全權代表の宿泊先であるワシントンのカイロホテルには百三十名をこえる中国人が宿泊することになった。上記の経緯から見れば、外交部が断ることなく各方面からの推薦を受け入れたこと、外交部自身も多くのスタッフを現地に送り込んだことが人数増加の原因であったようである。編成上の理念や方針については、各方面の専門的な人材を含めるといふことや、各方面に配慮をするといふことが確認できる。こうした方針によって、確かに多様な人材を含む代表団が構成された。無論、広東政府の代表がいなかったのは片手落ちであるが、ある程度の代表性は表現できたのかもしれない。しかし、国内がまとまりがつかないからといって、そのままの状況を国外に輸出すれば、代表団もまた国内政治と同様にまとまりのない情況に置かれることは想像に難くない。

(二) 全權代表團の問題点―解体への道程

本節では簡単に代表団の抱えてしまった問題について触れておきたい。国内の状況をそのまま反映した代表団においては、内部の意思疎通が困難になり、全權と一部の外交部職員・顧問だけで全てを決めているという印象を、下級代表らが得ることになった。他方、代表団が各方面からの寄せ集めであったために、彼等が本国にいる派遣母胎と連絡をとり、様々な「情報」を本国に伝えたために、種々の流言がまことしやかに広がることになった。情報の統制が全くきかなくなつたのである。これは外交部にとつては宜しからぬ事態を生んだ。まさに国内における北京政府と諸勢力との關係が、そのまま代表団における、全權・その周辺とその他の随員の間に投影されたのである。

ワシントン会議で得られた成果は、外交部にとつては、企図した目標との間にそれほど差異がなく、成功であったの

に對し、外交部以外からの参加者はそうは感じず、国内世論も成功とはしなかった。この背景の一つには、前述のような事情があつたのだから。だが、必ずしも外交部が一枚岩であつたわけではなく、外交部は、一人の外交部職員を「放言癖」があるとして帰国させている⁽¹⁰⁾。

また、国民外交の意識が強まっていたために、本国で世論が動き始めると、すぐに代表の辞職騒ぎになることも一つの悪弊であつた。特に山東問題と二十一箇条問題には敏感であつた。多くのオブザーバーがいるにしても、日本と直接談判することについては、アメリカ留学の学生達が反対活動を展開、カイロホテルに押し掛け、顧維鈞や施肇基を売国奴と罵るといった事件もおきていた(十二月一日)。少しでも交渉上の問題があると、あるいは自分の考えと代表が選択した手法が異なると、すぐに辞職する風潮は十二月になつて強まった。十二月四日には、顧問クラスが数名帰国すると言ひだし、七日にはついに王寵惠全權代表が辞職を願ひ出た。八日には、高級顧問の二人および施肇基・顧維鈞も帰国を仄めかすに至る。そして会議の終わる前には、恐らく代表団の人数は半数に減つていた筈である。寄せ集めであつただけに、離散するものも早かつた。かろうじて示された「対外一致」は実にもろいものであつた。確かに、代表たちにとつて、国民外交の担い手とならねばならないという意識だけは共有されていたようである。だが、その担い方が不明だつたのである。彼等の帰国状況と、帰国後の発言及びその影響などについては、今後の課題である。

(三) 国内政治にとつての「国際會議」という契機

以上、およそどのようにして全權代表・代表団が編成されてきたのかということとは明らかになつたことと思われる。それでは、本稿の冒頭で掲げた課題、中華民国という重層的な外交空間における、国家や中央政府にとつての「外交」

の意味や、当時構想されていた国民・地域統合のあり方についてはどうだろうか。

国際会議に参加する単位は、国家である。当時の中華民国国内には複数の政府があつたにせよ、それが政府としてワシントン会議に参加することはできず、あくまでも中華民国として参加することが前提であつた。これは、国内の統一が成し遂げられていない中華民国にとつては、外枠の殻を付与される好機であり、他方、北京政府にとつては国際会議に招聘されること自体、国際社会という、より大きな権威から中華民国代表権を付与されたかたちになる。そうした正当性を利用して、大きな代表団を編んでみせることは、それ自体が北京政府が正当性を有しているということを示す一種のプレゼンテーションであつた。読み替えれば、国際会議参加もまた、当時課題となつていた「統一」の契機となつたということにもなる。一九一九年のパリ講和会議から、国際連盟への参加を経て、二一年のワシントン会議へと至る時期は、北京政府の代表性を目に見える形でアピールし、また同政府が対内的統一主体となる契機を与えられ続けていたことになる。しかし、国際会議に参加するだけでは、現実的な統一が叶うはずもなく、あり得るのは会議に対する国内一致であつた。確かに、そうしたことを正当性をもって国内に対して働きかけることは、権威の再生産の上で重要であつた。しかし、そのプレゼンテーションが成功しなければ、相応のリスクを負うことにも繋がつた。そして問題がより深刻であつたのは、北京政府の価値判断が必ずしも普遍では無かつたことにある。北京政府にとつての成功は、必ずしも共通に認識される成功ではなかつたのである。この点、北京政府は自らのスタンスや目標を国内に説明して理解を求めたり、あるいは世論を味方につけるための努力を怠つていた。パリ講和会議、国際連盟、ワシントン会議という三つの国際会議は、北京政府の正当性を支える役割を果たしたが、その結果が中華民国国民の失望に繋がつたとき、相応の成功をおさめたと自己評価している北京政府の外交官の予期しないかたちで、政府全体の存続可能性に影響が及んだと筆者は考えている。彼らへの非難の言説は、不平等条約改正という、客観的にみれば国民全体の利益にな

る成果と、その内容に左右されないかたちで形成されたのである。

また、当時の中華民国にとって、対外関係は中央政府の専管事項ではなかった。各地に開港場が設定され、また鉄道利権や鉱山採掘権など、様々な利権を獲得した外国の商人や軍人が管轄区域内を開歩し、様々な問題を起こしていた。こうした国際政治の国内化という現象の下で、地方行政長官にしても、商人にしても、国際会議の結果はすぐさま自らの業務や仕事に関わることになった。その意味で、この時期は「半植民」であるがゆえに、対外関係が「日常」であった。民国前期という時代相においては、外交を誰が担当するかということが日常的な意味をもったのである。

そして、たとえば各地方行政区域や、軍事的勢力圏として設定された地域が、独自にその範囲を代表して「外交」を行うにしても、こうした国際会議に出席することのできる「外交空間」は、やはり「国家」という枠であった。国際会議を無視することは可能だが、諸外国が、中華民国全権がワシントン会議で定めたことを、既定のものとして迫ってきて、聞かなければ条約違反と訴えられるのであるから、力関係から見ても、尊重せざるを得ない側面があった。無論、北京政府を認めない勢力は独自の外交主体構築を希求したのだが、それが実現することはなかった。結果的に多くの勢力が、デ・ファクトの観点から、北京政府を一応支持していたのであろう。外交という側面から見ると、主権国家体制というシステムによって、中華民国（中国ではない）は外殻として維持され、その殻の代表権をもつ北京政府もまた、延命することができたのである。この意味で北京政府外交官は、ややもすれば理想的と思えるほど国際法遵守、ウィルソン主義の尊重を唱えたのである。だが、こうした状況は、一方で国際社会の視線如何が国内の正当性を左右することに繋がった。これは、外在論のみを重視するのではない。中国国内における北京政府の位置が、そのまま外国の方針に繋がる側面もあったのである。そして、前述したアメリカの外交官達が広東政府に共感したように、民主主義やナショナリズムを唱うという戦略が、建前として国民外交華やかなりし当時の国際社会の視線を惹きつける上で必要になって

いくのである。

註

- (1) 中華民国北京政府が全権代表リストを公開したのは、一九二二年十月六日のことであった(顧問・随員は九月二七日)。これは外国側の史料や新聞史料で確認できるのだが、中華民国側の外交文書には確たる証拠が残されていない。なお、中国第二歴史檔案館から刊行された史料集には、日付のない「参与華盛頓會議中國代表團銜名錄」が掲載されている。中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料匯編』第三輯〈外交〉(江蘇古籍出版社、一九九一年、四五四―四五五頁)。
- (2) 民国前期・後期という時期区分は、かつての民国北京政府期(一九一二―二七年)と国民政府期(一九二八―四九年)に相当する。国家承認を受けた中央政府を中心とする、中央政府史観を相対化するために、最近では呼称を民国前後期とすることが多い。ただ、中央政府の交代を前後期の分岐点とする点で、依然中央政府に基づく歴史観を継承している。
- (3) 民国期の外交史研究については、拙稿「日本における民国外交史研究の回顧と展望(上)―北京政府期(国民革命期を除く)―」(『近きに在りて』三一号、一九九七年五月)、同「日本における民国外交史研究の回顧と展望(下)―国民革命期から戦後初期まで―」(『近きに在りて』三四号、一九九八年十一月)を参照。
- (4) この二点の他にも、国際政治の国内政治化現象が顕著に見られたという魅力もある。従来は、この時期を「半封建半植民の時代」と称してきたが、それだけ外国との関係が濃密であり、地方レベルにいたるまで外国の動向に注目する素地ができあがっていた。こうした状況は、恐らく中国史において、この時期と一九八〇年代以降に特徴的だと思われる。
- (5) 清末における対外関係史研究の動向については、拙稿「中国における万国公法の受容と適用」(『東アジア近代史』2号、一九九九年)参照。
- (6) 中国政治や外交を分析する場合、「上意下達」的なイメージが付与されることが多い。これは、事実がどうであれ、言説としては中国を専制国家とみる一種のオリエンタリズムだと考えられる。しかし、中国の中央政府にとって、外国がこのようなイメージをもつことほど有益なことはない。外国が必ず中央政府を交渉相手に選ぶからである。中華民国北京政府

は、中華人民共和国の北京政府とは対照的に、こうしたイメージを外国に与えることに失敗し、国内における自らの位置を著しく下げることになった。

(7) 金子鑿は、中央政府だけが各省に対して官職任免権を有していたので、地域的統治権力として、形式的にであるにせよ「中央政府」の任命を経て、その権限を管轄区域内に行使することができたのであるから、民国を代表する中央政府や中華民国という枠が必要とされたと述べている。無論、この場合の中央は、北京でも広東でも良く、選択可能であった。しかし、外交については、広東という選択肢は有効性の低いものと認識されていたと筆者は考えている。金子鑿「中華民国の国家統合と政治的合意形成——各省の合意」と「国民の合意」(『現代中国研究』第三号、一九九八年九月) 参照。

(8) ただ、このポテンシャルをうまく引き出したのは国民政府で、北京政府は外交をその存立基盤にしながらも、そのポテンシャルを引き出すことに長けてはいなかった。

(9) 拙稿「『史学会大会報告要旨』 中華民国北京政府の国際連盟外交」(『史学雑誌』第一〇四—一二号、一九九五年十二月) 参照。

(10) 北京政府の不平等条約改正過程に関する最近の論稿として以下を参照。唐啓華「民国初年北京政府的『修約外交』的萌芽 一九二二—一九一八」(『興大文史学報』二八期、一九九八年六月)、同「一九一九年北京政府『修約外交』的形成与展開」(『興大歴史学報』八期、一九九八年六月)。

(11) 中華民国に対する招聘の経緯については諸説ある。張忠統は「七月十日以前」とし、李紹盛や林明德は張説を継承しつつも、正式返答が「十三日」であったとしているが、ウイロビーはイギリス側から伝えられた可能性を示唆している。外交檔案だけから判断すると、イギリスからの打診がアメリカよりも早かったようである(七月八日)。しかし、上海市檔案館訳『顏惠慶日記』(中国檔案出版社、一九九六年)によれば、六月二十八日に顧維鈞を通じて参加をイギリスに打診している(第二卷、四九頁)。張忠統「中華民国外交史」(正中書局、一九四三年、三六四—三六九頁)、李紹盛「華盛頓會議之中国問題」(水牛出版社、一九七三年、二二頁)、林明德「近代日中關係史」(三民書局、一九八四年、二二二頁)、W. W. Willoughby, *China at the Conference: A Report*, Baltimore, 1922, P. 5.

(12) この国家代表権は、単なる名目だけの問題ではなく、国内諸資源を担保とした借款締結権や、外国への返還分を差し引いた関税や塩税(関餘・塩餘)の取得権など、財政上の諸権利に直結していた。

- (13) 顔惠慶著・姚崧齡訳『顔惠慶自伝』(伝記文学出版社、一九八九年、一〇八頁)。また、この文章は、以下に転載されている。杜春和・林斌生・丘權政『北洋軍閥資料選輯』(下) 中国社会科学出版社、一九八一年、二二四頁。
- (14) 拙稿「一九二二年ワシントン会議参加をめぐる中国統一論議—民国北京政府外交部による外交主体表現と正当性の維持」(『史潮』四五号、近刊) 参照。
- (15) 内務部は、国内を官と民間に分け、官側(省議会や政界引退者、名流など含む)は北京政府が召集し、民間はあくまでも「国民外交」のスタイルを保つために自発的に会議を組織させ、政府がそれを支援するスタイルをとるべきだとしている。外交部は、官側について、外交部が既に太平洋会議籌備処を組織し、各方面から意見書を収集しているため、改めて会議を開く必要があるのか解らないと疑問を呈している。だが、民間方面については国民会議の開催に賛同していた。民国十年八月二十一日外交部収、國務院密函「關於白堅呈請召集國民外交大會案陳抄錄原件、請核酌辦理由」、八月二十四日外交部發、國務院密函「函復內務部籌議白堅案陳辦法、請查照由」(台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏、中華民國外交部檔案)以下、外交檔案と略称)、〇三三三九、九一一。しかし、『顔惠慶日記』によれば、八月四日の閣議について、「国民会議について考慮したが、これが違憲であることは全く疑いがない」と記されている。八月初旬から中旬にかけて、政府内部の議論に変動があったということか。今後の課題としたい。上海市檔案館訳『顔惠慶日記』(一九二二年八月四日)、中国檔案出版社、五八頁。
- (16) 前掲拙稿「一九二二年ワシントン会議参加をめぐる中国統一論議—民国北京政府外交部による外交主体表現と正当性の維持」参照。
- (17) 「部員と太平洋會議に参加する代表について討論する」と、当時外交総長(外務大臣に相当)であった顔惠慶の日記に見える。(前掲『顔惠慶日記』(一九二一年七月一五日))。
- (18) 北京政府が代表選出に苦慮して、そこに労力を費やすことについても、既に国内から「代表問題などは枝葉末節で国内統一こそ急務だ」といった反発があった。民国十年九月八日外交部収、太平洋問題討論會電「請南北息争迅籌統一由」(『外交檔案』〇三三三九、八一)。
- (19) 民国十年七月十八日外交部發、駐外各使密電「太平洋會議事」(『外交檔案』〇三三三九、六一)、民国十年八月九日外交部發、各省省長、各省交涉員密電「徵求對於太平洋會議之意見由」(『外交檔案』〇三三三九、六一)。

- (20) ワシントン会議の議題に対する提案、米中交渉あるいは施肇基十原則などについては別稿を準備しているが、さしあたり拙稿「華盛頓會議と北京政府の籌備」以対外「統一」為中心」(『民国研究』第二期、南京大学中華民国史研究中心、一九九五年七月)を参照。
- (21) 駐スイス汪公使七月十二日電(中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室主編・天津市博物館編輯「秘籍録存」(中国社会科学出版社、一九八一年、三三五頁)、駐スウェーデン公使七月二十九日電(同上書、三三八頁)。
- (22) 民国十年八月二十一日外交部収、直隸交渉員電「密陳關於太平洋會議対内外各方面進行方法由」(『外交檔案』〇三一九、六一二)。
- (23) 民国十年八月二十七日外交部収、府交抄盧永祥等「太平洋會議敬舉使材由」(『外交檔案』〇三一九、四一一)。
- (24) 民国十年十月十二日外交部収、太平洋外交商榷會電「瀝陳華府會議我國政府派遣代表危險情形由」(『外交檔案』〇三一九、八一二)。
- (25) 民国十年八月十九日外交部収、府交内恩施函「太平洋會議事」(『外交檔案』〇三一九、七一)。
- (26) ワシントン會議の内容が日本と関わるために、駐日本公使館から対日交渉専門家を選抜することも想定され、最終的には参贊官王鴻年を代表団に加えるが、当時駐日公使館では清末以来の外交官である胡維徳公使と、日本留学組(東京帝国大学法学部・同院卒)の王鴻年との齟齬が問題となっており、全面的に公使館の協力が得られる状況にはなかった。「顔惠慶日記」(一九二二年八月十一日)、六〇頁。
- (27) 民国十年八月十九日外交部収、府交福開森条陳「太平洋會議事」(『外交檔案』〇三一九、七一)。しかし、日本側の記録に残されたファアガソンの意見書では、顔惠慶は全權代表団の後ろ盾となってむしろ北京に残るべきだとしている。日本外務省編纂「日本外交文書 ワシントン會議」(上)外務省、一九七七年、「第九一文書」、一〇二一一〇三頁)。
- (28) 前掲「顔惠慶日記」(一九二二年七月十八日)、五四頁。
- (29) 顧維鈞と施肇基は、ともに唐紹儀の女婿であった。しかし、この時期には両者の間に軋轢が生まれており、不仲説が各地で起こっていた。政策面では、施肇基のほうが顧維鈞よりも強硬であり、顧維鈞が現実的な側面が強い。しかし、軍人を含め、国内では、施肇基に対する支持が顧維鈞に比して芳しくなかった。なお、この時期には顔惠慶は顧維鈞を施肇基よりも信頼しており、実質的に顧維鈞は顔惠慶の政策顧問同様の位置にあった。こうした北京政府の外交官間の問題は別

の機会に論じたいが、こうした一見些末に見える問題を扱うことは、坂野正高はじめ従来の研究が、彼等欧米留学組を中国近代化を担う「ヤングチャイナ」として「十把一絡げ」的に扱い、その内実に注目してはいなかったことへの批判的意味あいをもつ。拙稿「顧維鈞とその国際的名声と国内的孤立」(佐藤慎一編「近代中国の思索者たち」大修館書店、一九九八年所収)参照。

(30) これらの経緯は「顔惠慶日記」に依る。

(31) Wellington Koo, *My first mission in London and the convening of the Washington Conference*, in *The Wellington Koo Memoir*, Vol. II: *First Decade as Diplomat (1912-1922)*, Columbia University, 1976.

(32) 前掲「顔惠慶日記」[一九二二年八月十六日、三十一日]。

(33) 顔惠慶総長は、九月八日に英国駐華公使オールストンと会談した際、施肇基と顧維鈞が既に十分に(代表としての)任務を果たしていると述べている。民国十年九月八日外交部収、英館問答「太平洋会議事(代表事)」(「外交档案」〇三一九、四一)。

(34) 民国十年八月二十二日外交部発、英京王代表亮晴電、「請勉任太平洋會議代表事」(「外交档案」〇三一九、四一)しかし、顔惠慶はその回想において、「王博士は我が国における法律の専門家でもあるが、同時に南方各領袖の良き友人であった」と、その人選が南方への配慮を含んでいたことを示唆している。前掲顔惠慶著・姚崧齡訳「顔惠慶自伝」(一〇九頁)。

(35) 民国十年十月二十三日外交部発、駐和王公使電、「通知代表銜名事」、同日外交部発、駐日胡公使・墨西哥王公使「太平洋會議代表已派完事」(「外交档案」〇三一九、四一)。

(36) 前掲「顔惠慶日記」[一九二二年八月五日]。

(37) 前掲日本外務省編纂「日本外交文書 ワシントン会議」(上)「七六文書」、八三一一八四頁。

(38) 十月三十日には、開催国アメリカのヒューズ國務長官が非公式ながら顔惠慶に出席要請をおこなおうとした。民国十年十月三十日外交部収、駐美施公使電「許斯等欲総長来華盛頓由」(「外交档案」〇三一九、四一)。外交档案には見えないうが、十一月九日にシャーマン公使が顔と訪米に関して会見している(前掲「顔惠慶日記」[一九二二年十一月九日]。このほかに、中華民国海關總稅務司のアグレンも顔の渡米を望んでいた。前掲「顔惠慶日記」[一九二二年十月七日]。

(39) 唯一、九月十二日の日本の公使館付武官である坂西利八郎との会談の際に、様々な留保は付しながらも、「出席内定」だ

と述べたという。前掲日本外務省編纂『日本外交文書 ワシントン会議』(上)「第一四三文書」、一五七頁。

(40) 前掲顔惠慶著・姚崧齡訳「顔惠慶自伝」(一〇九頁)。事実、顔惠慶は米國駐華公使シャーマンとの十月二十一日の会談において、十月二十六日の上海発の船がデッドラインだと述べている。(民國十年十月二十六日外交部収、美館問答「會議中國代表事。太平洋會議英美連絡問題」(外交檔案)〇三三三九、一三三三)。

(41) 前掲「顔惠慶日記」(九月九日、十月七日、十月十日)。

(42) 前掲「顔惠慶日記」(十一月八日)。

(43) 前掲「顔惠慶日記」(九月二日、九月四日)。

(44) 南方政權については、近々深町英夫による專論が公刊されている。中央大学人文科学研究所編『民國前期中國と東アジアの変動』(中央大学出版部、一九九九年所収)を参照。また、同「南方政府の変遷・その構造と変革」(中央大学人文科学研究所「中華民國前期中國社会と東アジア世界の変動・シンポジウム記録」同所、一九九八年所収)及び、それに対する塩出浩和の「コメント」(同上書所収)も併せて参照。

(45) 広東政府の政治や行政を知る上での基本史料としては『南方政府公報』があるのだが、不幸なことに一九二二年が欠けているので、孫文関連の史料などを使用する。

(46) 筆者は、澳門問題をめぐる南北政府の関係を扱い、両者の関係悪化の分岐点を一九二〇年に求めた。これは、孫文入粵に注目する従来の歴史観とは異なる結論である。拙稿「現代中國学会報告要旨」一九二〇年代マカオをめぐる北京・広東両政府の外交・北京政府外交檔案に依拠して」(『現代中國』七二号、一九九七年)参照。

(47) The Personal Representative of Dr. Sun Yat-sen (Ma Soo) to President Harding, Washington, June 16, 1921. (Foreign Relations of United States, 1921, Vol. 1, pp. 338-339. [以下、FRUSと略す]) Ma Sooは、広東政府の代表としてワシントンに駐在していた馬素のこと。なお、陳錫祺主編「孫中山年譜長編」(中華書局、一九九〇年)は、『國父年譜』に依拠し、原文の democracy を「共產主義」と訳出している。

(48) 一九一七年の広東政府成立以降に北京政府が締結した条約・協定を、広東政府は無効だとしてきたが、もしそうなら二十一箇条条約などは有効ということになる。だからこそ、後述のように二十一箇条の廃棄が南北全權共同派遣の条件になるのだろう。このように、北京政府の「非合法性」をどこに求めるかによって、条約・協定の有効性が決定されることになる。

ていた。実際のところ、二八年に成立した南京国民政府は北伐開始以前の全ての条約・協定を継承し、開始後であっても相当数の条約・協定を追認していた。

(49) 孫文が正式政府樹立を急いだ要因の一つに閑餘問題があつたことは言うまでもない。また、このような強硬路線は聯省自治派、特に陳炯明からの反発を招くことに繋がった。

(50) パリ講和会議の際には、全權代表の席次が問題となつた。パリ講和会議に派遣された全権は五名で、北京三・広東二の比率で分けられていた。だが、会議主催者側が想定していた全権は二名で、五名いても実質的には二名であつた。五名のうち、主席代表は北京政府派遣の陸徵祥外交総長で、次席は広東政府派遣の王正廷であつた。ところが、陸総長が病気がちになつてパリにいながら活動が制限されることが予想されたため、王正廷が実質上の主席になることを恐れた北京政府は、急遽、次席を顧維鈞駐米公使に切り替えたのである。この結果、王正廷は第三位に下げられ、大いに不満をもつたとされる。この問題に関しては、陳三井「陸徵祥与巴黎和会」(『台湾師範大学 歴史学報』第二期、一九七四年二月、のちに同「近代中法關係史論」三民書局、一九九四年に再録) 参照。

(51) 会議も終盤に近づいてからのことではあるが、北京政府外交部は、顧問 Willoughby に、広東政府が法的に中華民國を代表することができない旨の書類を作成させ、各方面に配布し、広東政府の言う「非法性」に対抗し、自らの法的正当性を保持しようとしていた。民国十一年二月八日外交部収、公府秘書庁函「函送韋羅貝所著廣州政府說帖由」(『外交部檔案』〇三三三九、七一)。

(52) 沈雲龍「徐世昌評伝」(伝記文学出版社、一九七九年) 特に二二章。

(53) 民国十年九月六日外交部収、湖南総司令部電「太平洋會議關係我國存亡主張慎重選使材由」(『外交檔案』〇三三三九、六一三)。このほか、北京政府の御膝元の直隸交渉員も南北双方からの派遣を要請していた。民国十年八月二日外交部収、直隸交渉員電「密陳關於太平洋會議對内對外各方面進行方法由」(『外交檔案』〇三三三九、六一二)。

(54) 七月上旬に伍廷芳からヒューズ國務長官宛に発せられたとされる書簡は、広東政府の単独派遣ではなく、中華民國の全權代表に広東政府の人員を含めるということを要求していた。

(55) 『北京農報』(一九二二年九月二日)。

(56) 『上海民国日報』(一九二二年九月二日)。

- (57) 無論王正廷派遣に賛同する向きもあつた。広東方面では、広州にいた参議院議員唐宝誨などが南北合同派遣が適當だとのべ、候補として王正廷を挙げていたとされる。だが、広西省長馬君武は、広東政府内部に王正廷が北京政府に接近しすぎだという批判が出ているという情報を日本に与えている。前掲日本外務省編纂『日本外交文書 ワシントン会議』(上)「第七〇・七二文書」、七七・七九頁。
- (58) 藤井昇三「平和」からの解放(日本政治学会編『国際緊張緩和の政治過程』岩波書店、一九六九年所収)、同「ワシントン会議と中国の民族運動」(『東洋文化研究所紀要』五〇号、一九七〇年)、同「ワシントン体制と中国」(『国際政治』四六号、一九七二年)など参照。
- (59) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年七月十九日)。
- (60) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年七月二日)。
- (61) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年八月八・一二日)。
- (62) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年八月二十日)。
- (63) 『広東群報』(一九二二年九月六日)。
- (64) イギリスと広東政府の關係は、外交ルートでは相對的に友好的であつたのに対し、香港總督府との關係は、孫文大總統就任時に香港で発生した孫文支持運動を總督府が弾圧した事件などにみられるように、微妙であつた。フランスは、広州灣租借地やインドシナ植民地が隣接していたので、かなり早い時期から広東政府と領事レベルでの公式接觸を保っていた。
- (65) The Vice Consul in Charge at Canton (Price) to the Secretary of State, Canton, May 7, 1921. [Received June 14] (FRUS, 1921, Vol. 1, pp. 332-335). The Secretary of State to the Consul General at Canton (Bergholz), Washington, June 25, 1921. (FRUS, 1921, Vol. 1, pp. 339-340.)
- (66) それでは、広東政府の領域内の中華民國国民が国外に出国する場合、あるいはアメリカ国民が中華民國に入国する場合、どのような手續をおこなっていたのかという疑問が残る。だが、外交行政上、パスポート・ビザ業務に関わる交渉者の職員は南北両政府からの二重承認が与えられるなど、必ず逃げ道が設定されていた。広東政府の支配は、排他的な「領域支配」ではなかつたと考えるべきであらう。なお、南北両政府とアメリカの關係については專論がある。吳翎君『美国与中国政治(一九一七—一九二八)——以南北分裂政局為中心的探討』(東大圖書公司、一九九六年)。

- (67) J.C. Vinson, "Charles Evans Hughes (1921-1925)" in Norman A. Graebner, ed., *An Uncertain Transition: American Secretaries of State in 20th Century*. New York, 1961. 概説的な説明は、白井勝美『日本と中国—大正時代』(原書房、一九七二年)やグリズウォルト・A.W.著・柴田賢一訳『米國極東政策史』(ダイヤモンド社、一九四一年)等参照。このほかに、以下の史料が参考になる。Memorandum of a Conversation between the Secretary of State and the British Ambassador (Geddes), June 23, 1921. (FRUS, 1921, Vol.2, pp.314-316.)
- (68) The Minister in China (Schurman) to the Secretary of State, Peking, October 26, 1921. [Received 4 p.m.] (FRUS, 1921, Vol.1, pp.348-350). The Minister in China (Schurman) to the Secretary of State, Peking, December 4, 1921. [Received 9:55 p.m.] (FRUS, 1921, Vol.1, pp.315-321.)
- (69) The Consul General at Canton (Bergholz) to the Secretary of State, Canton, July 22, 1921. (FRUS, 1921, Vol.1, P.40.)
- (70) 藤井昇三「チャイナレビュー」と第二次広東政府・孫文(「辛亥革命研究」六号、一九八六年)参照。この新聞はコーネル大学に所蔵されている(コピーされたマイクロが電気通信大学にも所蔵されている)。
- (71) マクマレイ國務省極東部長は、アメリカの中国系留学生から政府に大量の嘆願書が届いており、国会議員の中にも広東政府に関心をもつ者が増えつつあり、また広東からアメリカのマスコミに届く電報も多いなどといった背景説明を施肇基駐米公使に行っている。駐美施公使九月一九日電(前掲中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室主編・天津市博物館編輯『秘書録存』(三六一頁))。
- (72) 民国十年九月二日外交部収、駐美施公使電「電称各報对中国代表团之組織之論調由」(『外交檔案』〇三—三九、四—一)。
- (73) 日本外交文書では、北京側が、伍廷芳に対して、伍朝枢を代表にするよう働きかけたことになっている。前掲日本外務省編纂『日本外交文書 ワシントン会議』(上)「第一〇四文書」、一一—三頁。また、九月には北京政府が周自齊を通じて伍廷芳に連絡をとっていたという情報もあった。同上書「第一三五文書」、一四八頁。
- (74) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年九月一日)、六六頁。
- (75) 前掲『顔惠慶日記』(一九二二年十月五日)。
- (76) 民国十年十月十三日外交部収、駐美施公使電「蘭辛電達広州、請南北一致由」(『外交檔案』〇三—三九、四—一)、民国

- 十年十月十六日外交部収、駐美施公使電「蘭辛致伍博士電大意事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (77) 同上史料。
- (78) 民国十年十月十九日外交部収、國務院秘書庁函「既伝施使電、屬尊処照辦由」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (79) 同上史料。
- (80) 民国十年十月十九日外交部発、國務院秘書長函「蘭辛來電事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (81) 民国十年十月二日外交部発、施代表密電「請訊電致蘭辛電事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (82) 民国十年十月二日外交部発、広東伍朝枢電「電復引止事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (83) 民国十年十月二日外交部発、広州伍秩庸先生電「代表事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (84) 民国十年十一月一日外交部収、広東伍廷芳電「復梯雲不能就代表之職由」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (85) 前掲「顔惠慶日記」〔一九二二年一月一日〕。
- (86) 民国十年十一月二日外交部発、広東伍秩庸先生電「代表事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (87) 前掲「顔惠慶日記」〔一九二二年一月二日〕。
- (88) 民国十年十一月二日外交部収、伍秩庸電「太平洋會議代表事」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (89) 前掲「顔惠慶日記」〔一九二二年一月八・十日〕。
- (90) 民国十年十一月一日外交部発、施代表極密電「密件」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (91) 前掲「顔惠慶日記」〔一九二二年一月二日〕。
- (92) 民国十年十一月三日外交部収、美京施公使電「蘭辛按広東復電由」〔外交檔案〕〇三一三九、四一一。
- (93) 前掲中国第二歴史檔案館編「中華民國檔案資料匯編」第三輯〈外交〉(四五四―四五五頁)。
- (94) このほかに上海にて国民代表として選出された教育界代表蔣夢麟、総商會代表余日章がいた。北京政府は彼等の渡航経費負担を申し出たが断られている。笠原十九司「ワシントン會議と国民外交運動」〔宇都宮大学教育学部紀要〕二九号、一九七九年(参照)。
- (95) 「外交公報」〈第四期、民国十年十月、二―四頁〉。
- (96) 「顔惠慶日記」〔一九二二年十月―三日〕。

(97) 『外交公報』(法令)(第五期、民国十年一月、一一二頁)。

(98) 坂西利八郎は各部署二名という情報を得ていた。「坂西利八郎ヨリ八月十六日電」(日本外務省保存記録・松本記録、二・四・三・四一二)。

(99) 財政部から専門員として推薦された李景銘は、本当は財政総長から司長クラスに打診があったのだが、その司長が辞退したので、自分が推薦されたと回想している。李景銘「一個北洋政府官員的生活実録」(中国社会科学院近代史研究所・近代史資料編輯部編『近代史資料』六七号、一九八七年一月) 参照。

(100) 顔徳慶は、実質的に顔恵慶に対して逐一代表團の情報を伝えるスパイ的役割を果たしていた。最大の関心事は顧維鈞と施肇基の関係であった。しかし、この往復電報は全てアメリカ側に解読されていた。H・O・ヤードレー著・近現代史編纂会編『ブラック・チェンバー米国はいかにして外交暗号を盗んだか』(荒地出版、一九九九年)、山辺健太郎「外交文書と暗号」(『みすず』三九号、一九六二年)、坂野正高「現代外交の分析」(東京大学出版会、一九七一年、二五―二五五頁)、幣原喜十郎「外交五十年」(読売新聞社、一九五一年、七六―七八頁)。

(101) 民国十年十一月二五日外交部発、國務院秘書庁密函「關於張煜全等之言論已經電飭在案、請查照轉陳由」(『外交檔案』四一一)。

【付記】本稿は、一九九七年度後期トヨタ財団研究助成および一九九八年度學術振興野村基金・研究プロジェクト助成金の研究助成をうけた成果の一部である(研究題名・中国からみてワシントン体制はあったのか―中国側外交文書に依拠して―)。なお、本稿執筆に際し、「チャイナ・レビュー」の収集にかんして藤井昇三先生に多分の便宜をはかっていただいた。記して謝意を表したい。